

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 会社分割した場合の消費税の取扱い

Q : 会社分割をした場合の消費税の取り扱いが変わったそうですが、どのようになったのですか？

A : 特殊関係者の範囲が見直され、これにより判定することとされました。

【解説】

会社が分割等をした場合、新設した分割子法人の分割事業年度及びその翌事業年度については、基準期間がないため、新設分割親法人の課税売上高により事業者免税点等の判定を行うこととされています。また、その後の事業年度においても、新設分割親法人と新設分割子法人が特定要件に該当する場合には、基準期間における課税売上高の計算上、相互に合算して事業者免税点の判定を行うこととされています。

特定要件とは、これまで、各事業年度の基準期間の末日において、新設分割子法人の発行済株式等の50%超を新設分割親法人及びその特殊関係者が所有する場合とされてきましたが、次の場合も支配関係にあるとみられることから、特定要件及び特殊関係者の範囲については、これらの場合も考慮して判定を行うこととされました。

- ① 会社経営上の重要な事項に係る議決権のような一定の議決権について、その総数の半数を超える数を有すること
- ② 合名会社、合資会社及び合同会社という持分会社においては、その社員の半数超を有する場合

